

確定拠出年金法施行規則及び運用令の一部を改正する省令及び命令の公布について

対象

DB

厚年基金

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

資産運用

会計基準

その他

ポイント

- ▶ 本日、確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令^{※1}及び確定拠出年金運営管理機関に関する命令(運用令)の一部を改正する命令^{※2}が公布されました。また、平成30年5月11日及び5月21日付の意見募集(パブリックコメント)結果^{※3}^{※4}が公示されました。
- ▶ 内容は、確定拠出年金の「運営管理機関による運用の方法の公表」及び「兼務規制の見直し(営業職員の兼務規制を緩和)」等に関してで、意見募集時の内容^{※5}から変更はありません。

※1 [確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令](#)

※2 [確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令](#)

※3 [確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令案及び確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見募集\(パブリックコメント\)の結果について](#)

※4 [確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案及び確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令案に関する御意見募集\(パブリックコメント\)の結果について](#)

※5 [三菱UFJ年金ニュースNo.463](#)・[三菱UFJ年金ニュースNo.464](#)

1. DC法施行規則の一部改正の概要

【施行日】平成31年7月1日

項目	施行規則の概要
運用の方法の公表	<p>(第19条の3)【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業型運用関連運営管理機関は、提示する運用の方法(※)を選定した理由及び当該運用の方法に係る情報を一覧できるように取り纏めて記載し、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする (※)指定運用方法を提示する場合にあたっては、当該指定方法含む 企業型運用関連運営管理機関は、公表した情報に変更がある場合には、少なくとも毎年1回、変更後の情報を公表するものとする <p>(第59条)【変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の第19条の3第1項、第3項中「企業型運用関連運営管理機関」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と読み替える
運用の方法等に係る情報の提供	<p>(第20条)【追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> 営業職員及び営業職員以外の職員(営業職員が当該情報の提供に同席する場合に限る)が運用の方法等に係る情報の提供を行う場合は、企業型年金加入者等に対し、書面の交付その他適切な方法により、運用の方法に係る商品の販売、販売の代理・媒介・勧誘との誤認を防止するための説明を行わなければならない

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

2. 運営管理機関に関する命令の一部改正の概要

【施行日】 平成31年7月1日

項目	運営管理機関令の概要
社内規則等	(第9条の2)【新設】 ・運営管理機関は、運営管理業務の種類及び方法に応じ、加入者等の保護を図り、運営管理業の適正かつ確実な遂行を確保するための措置に関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対する研修、委託先に対する指導、その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない
禁止行為	(第10条)【変更・追加】 ・禁止行為については、次に掲げる行為とする ①営業職員が運用商品の販売、販売の代理・媒介・勧誘にあわせて運用方法の選定に係る事務を行うこと ②営業職員が、加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めること ③公表する情報に関し、不実のこと又は誤解させるおそれのあることを表示すること ④自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、加入者等に対して、特定の運用の方法に係る情報を提供すること

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。